

鷹 窓 口 第 18 号
令和 3 年 5 月 13 日

上川郡鷹栖町 11 線 12 号 4 番地
鷹栖町議会議員 林 川 伸 二 様

鷹栖町長 谷 寿 男



公開質問状について (回答)

令和 3 年 5 月 7 日 付け 公開質問状 で 照会 が あり ました 質 問 に つ い て、別 紙 の と お り 回 答
し ます。

(町民課お客さま窓口係 担当 平田)

1 前提

この度、ご質問のあった「鷹栖町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例」については、令和3年2月26日の令和3年第2回鷹栖町議会臨時会で可決された条例であることを前提に、改正後の鷹栖町印鑑の登録及び証明に関する条例（以下「条例」という。）をもとに回答します。

2 確認

質問事項1中でご指摘のあった「管内の印鑑登録関係条例を調べた(資料1)」において、次の表の条文が把握できませんでしたので確認願います。

市町村名	条文	把握できない理由
旭川市	16条の3第1項	条文がありません。
旭川市	16条の4第1項	条文がありません。
名寄市	6条	「印鑑登録者又はその代理人」がありません。
富良野市	4条1項1号	条文がありません。
富良野市	4条1項2号	条文がありません。
富良野市	4条1項3号	条文がありません。
富良野市	7条1項1号	条文がありません。
富良野市	7条1項2号	条文がありません。
富良野市	10条1項1号	準用規定がありません。
富良野市	10条1項2号	代理人準用規定ではありません。
東神楽町	6条1項3号	条文がありません。
東神楽町	15条	代理人準用規定ではありません。
東神楽町	6条1項2項	第6条第1項が準用されていません。
当麻町	4条1項2号	条文がありません。
当麻町	4条1項3号	条文がありません。
当麻町	7条1項1号	条文がありません。
当麻町	7条1項2号	条文がありません。
当麻町	10条1項1号	準用されていません。
当麻町	10条1項2号	代理人準用規定ではありません。
比布町	4条1項1号	条文がありません。
比布町	4条1項2号	条文がありません。
比布町	4条1項3号	条文がありません。
比布町	7条1項1号	条文がありません。
比布町	7条1項2号	条文がありません。
比布町	10条1項1号	準用されていません。
比布町	10条1項2号	代理人準用規定ではありません。

愛別町	4条	ただし書きによる代理人申請規定はありません。
愛別町	8条1項1号	条文がありません。
愛別町	8条1項2号	条文がありません。
愛別町	9条1項1号	条文がありません。
愛別町	9条1項2号	条文がありません。
愛別町	11条1項1号	条文がありません。
愛別町	11条1項2号	条文がありません。
上川町	4条	「印鑑登録者又はその代理人」がありません。
上川町	9条1項1号	準用されていません。
上川町	9条1項2号	代理人準用規定ではありません。
東川町	6条1項2項	第6条第1項が準用されていません。
東川町	6条1項3号	条文がありません。
美瑛町	4条	ただし書きによる代理人申請規定はありません。 「印鑑登録者又はその代理人」がありません。
美瑛町	9条1項1号	条文がありません。
美瑛町	9条1項2号	条文がありません。
美瑛町	11条1項1号	条文がありません。
美瑛町	11条1項2号	条文がありません。
中富良野町	4条1項1号	条文がありません。
中富良野町	4条1項2号	条文がありません。
中富良野町	4条1項3号	条文がありません。
中富良野町	7条1項1号	条文がありません。
中富良野町	7条1項2号	条文がありません。
中富良野町	10条1項1号	準用されていません。
中富良野町	10条1項2号	代理人準用規定ではありません。
南富良野町	17条	代理人準用規定ではありません。
占冠村	4条1項1号	条文がありません。
占冠村	4条1項2号	条文がありません。
占冠村	4条1項3号	条文がありません。
占冠村	7条1項1号	条文がありません。
占冠村	7条1項2号	条文がありません。
占冠村	10条1項1号	準用されていません。
占冠村	10条1項2号	代理人準用規定ではありません。
和寒町	4条1項1号	条文がありません。
和寒町	4条1項2号	条文がありません。
和寒町	4条1項3号	条文がありません。
和寒町	7条1項1号	条文がありません。
和寒町	7条1項2号	条文がありません。
和寒町	10条1項1号	準用されていません。

和寒町	10条1項2号	代理人準用規定ではありません。
劍淵町	4条1項1号	条文がありません。
劍淵町	4条1項2号	条文がありません。
劍淵町	4条1項3号	条文がありません。
劍淵町	10条1項1号	準用されていません。
劍淵町	10条1項2号	代理人準用規定ではありません。
下川町	4条1項2号	条文がありません。
下川町	4条1項3号	条文がありません。
下川町	7条1項1号	条文がありません。
下川町	7条1項2号	条文がありません。
下川町	10条1項1号	準用されていません。
下川町	10条1項2号	代理人準用規定ではありません。
美深町	4条1項1号	条文がありません。
美深町	4条1項2号	条文がありません。
美深町	4条1項3号	条文がありません。
美深町	7条1項1号	条文がありません。
美深町	7条1項2号	条文がありません。
美深町	10条1項1号	準用されていません。
美深町	10条1項2号	代理人準用規定ではありません。
音威子府村	3条	ただし書きによる代理人申請規定はありません。 「印鑑登録者又はその代理人」がありません。
音威子府村	10条1項1号	条文がありません。
音威子府村	10条1項2号	条文がありません。
幌加内町	4条1項2号	条文がありません。
幌加内町	4条1項3号	条文がありません。
幌加内町	6条1項1号	条文がありません。
幌加内町	6条1項2号	条文がありません。
幌加内町	8条1項1号	準用されていません。
幌加内町	8条1項2号	代理人準用規定ではありません。

※令和3年5月7日現在、第一法規株式会社が情報提供するHPにより確認

3 回答

次のとおり質問項目ごとに回答します。

なお、質問項目の内容は、公開質問状の別紙から複写しています。

質問項目1

条例第3条ただし書きは代理人規定で、第18条は第3条ただし書きを準用する規程になっています。この第18条で準用するのは、第4条第2項、第8条、第9条第1項、第10条、第11条及び第13条ですが、今回、条文改正した第8条、第9条第1

項、第 10 条、第 11 条には「印鑑登録者又はその代理人」という文言が入っています。

このことは、印鑑登録者に代理人規定を準用する 又は印鑑登録者の代理人に代理人規定を準用する規定になっている。つまり、印鑑登録者の代理人の代理人も手続きできると解釈しましたが、委員会等では代理人も手続きできることを分かりやすく記載しただけで、代理人の代理人が手続きできるものではないので条文の訂正の必要性はないとの説明でした。

しかし、管内の印鑑登録関係条例を調べた（資料 1）ところ、「印鑑登録者又はその代理人」と記載されている条文を準用している市町村は 1 つもありませんでした。

改正条文をよく吟味せず、他自治体の条文を引用した結果かと類推しますが、第 8 条、第 9 条第 1 項、第 10 条、第 11 条の「印鑑登録者又はその代理人」を「印鑑登録者」にする 又は第 18 条で準用する条文を第 4 条第 2 項及び第 13 条にすれば問題点は解決します。

しかし、今回改正された条文に瑕疵がないと考えるのであれば、その論拠及び全国自治体の中で同様の準用をしている事例を回答願います。

質問項目 1 の回答

「準用する」については、次の書籍の解説をもとに解釈をしています。

書籍名	解説
新自治用語辞典（初版第 7 刷発行） 出版社 ぎょうせい	「準用」 法令の規定を、その本来の対象以外の類似の事項に、若干の変更を加えてあてはめることをいう。この意味で、本来その法令の規定が対象としている事項、事件等に対してあてはめ、働かせることを表す「適用」と区別される。 (434 頁抜粋)
法制執務詳細（三訂版） 出版社 ぎょうせい	「適用する」が、特定の規定をその規定の本来の目的とするものと本質の異なるもの（人、事項、事件等）に対して、そのまま当てはめて働かせる場合に用いるのに対し、「準用する」とは、ある事項を規定しようとする場合に、それと本質の異なる（しかし、それと類似する）他の事項に関する規定を借りてきて、これに適当な修正を加えて当てはめて働かせる場合に用いる。 (513 頁抜粋)

書籍の解説を踏まえ、条例第 18 条の「第 3 条ただし書きの規定」とは、条例第 3 条ただし書き「ただし、登録申請者が疾病その他やむを得ない事由により自ら申請することができないときは、委任の旨を証する書面を添えて代理人により申請することができる。」との行為にあたり、代理人による申請に至る事由について準用していると解釈し、令和 3 年 2 月 26 日の総務文教常任委員会で説明したとおりです。

同様の準用している事例については、上川管内で「美瑛町」、北海道内では「森町」、「鹿部町」、「寿都町」などがあり、詳細については次のとおりです。

町名	条文
美瑛町	美瑛町印鑑の登録及び証明に関する条例第 9 条及び第 11 条
森町	森町印鑑の登録及び証明に関する条例第 10 条
鹿部町	鹿部町印鑑の登録及び証明に関する条例第 12 条
寿都町	寿都町印鑑の登録及び証明に関する条例第 10 条

※令和 3 年 5 月 7 日現在、第一法規株式会社が情報提供する HP により確認

以上から、一般的な条文であり、条文により住民サービスに不具合又は不利益が発生しないと考えます。

質問項目 2

第 11 条で、「又は」たすき掛けの手法で用いていますが、代理人が亡失したにせよ本人から見れば亡失したことに変わりなく、敢えて代理人が亡失した場合を定義した理由を回答願います。

質問項目 2 の回答

住民に分かりやすく説明できるよう、想定される状況を条文化しています。

質問項目 3

第 15 条で代理人が印鑑登録証明書を交付してもらうためには、印鑑登録証を提示して申請しなければならないとし、第 16 条第 1 項第 1 号では代理人による申請で印鑑登録証の提示がないときは交付申請書を受理してはならないとしています。これは、文書は違いますが同じ内容と考えています。

委員会では分かりやすくするため両方を記載しているとの説明でしたが、鷹栖町条例及び規則並びに訓令の制定における公用文の作成に関する規程第 2 条では、簡潔で、分かりやすい表現を用いることと規定しており、同じことを 2 度規定しても簡潔だとする根拠を回答願います。

質問項目 3 の回答

鷹栖町条例及び規則並びに訓令の制定における公用文の作成に関する規程第 2 条については次のように規定しています。

鷹栖町条例及び規則並びに訓令の制定における公用文の作成に関する規程 抜粋
(文体及び表現)

第 2 条 条例等の公用文に用いる文体は、原則として「である」体とし、簡潔で、分かりやすい表現を用いる。

この規定に基づき、条例第 15 条は証明書交付に係る申請義務を規定し、条例第 16 条の各号は不受理の要件を規定しています。

ご指摘にある「同じ内容」及び「同じことを 2 度規定」ではなく、各々条文に役割をも

って、簡潔で分かりやすく、適切な運用ができるように条文化しています。

以上から、条文により住民サービスに不具合又は不利益が発生しないと考えます。

* 参考（同様の事例）

市町名	条文
旭川市	申請義務規定：旭川市印鑑条例第 15 条 不受理の要件：旭川市印鑑条例第 15 条の 2
愛別町	申請義務規定：愛別町印鑑条例第 14 条 不受理の要件：愛別町印鑑条例第 15 条

質問項目 4

新型コロナウイルス感染症対応のための条例改正とは言え、第 16 条第 1 項第 2 号について、印鑑登録証が汚染しているから言って印鑑登録証明書交付申請を受理しないのは、汚染された方への誹謗中傷・差別と思われるので敢えて汚染とした趣旨及び汚染状態を誰がどのように判断するのか回答願います。

質問項目 4 の回答

「汚染」の意味は、国語辞典に次のように書かれています。

国語辞典 抜粋

汚染：よごれること。

条例第 16 条第 1 項第 2 号では、汚れ又は破れ壊れて印鑑登録証が識別困難であった場合、受理しないことを条文化しており、感染による不受理を規定していません。

また、上川管内では「東神楽町」、「当麻町」、「東川町」、「美瑛町」が同様な表現をしていることから、一般的な表現であると考えます。（詳細については表のとおり）

町名	条文
東神楽町	東神楽町印鑑の登録及び証明に関する条例第 7 条
当麻町	当麻町印鑑の登録及び証明に関する条例第 8 条及び第 14 条第 2 号
東川町	東川町印鑑の登録及び証明に関する条例第 7 条
美瑛町	美瑛町印鑑の登録及び証明に関する条例第 15 条第 2 号

なお、判断については、条例第 16 条のとおりで町長とあるのは、担当職員が行うこととなります。

誹謗中傷、差別に至るのではとのご心配については、このような誤解が生じないように十分に説明をまいりますので、ご理解願います。

質問項目 5

今回の改正条例について、担当課・法務委員会・議会提案者それぞれチェックされたと思いますが、誰がどのようなチェックをされたのか回答願います。

質問項目 5 の回答

次の表のとおりです。

区分	担当者名	チェック内容
担当課	西村町民課長 平田お客さま窓口係長	改正条文の作成
法務委員会	新田総務企画課長（委員長） 戸島教育課長 中家主査（税務課） 加藤地域福祉係長 田中総務係長（教育委員会） 沓村総務係長	改正条文の内容審査
議案提案者	西村町民課長 平田お客さま窓口係長	審査内容の確認

以上